

貸切バスの「運賃・料金」についてのお願い

契約時にご確認ください



貸切バス事業者安全性評価認定制度のマークはバスの安全運行の、安心と信頼の証です。

- 貸切バスの運賃・料金制度は、**利用者**の**安全に関わる費用(安全コスト)**が**適切に反映**されているものです。
- 貸切バス事業者が**上限・下限額の範囲外で運賃・料金を収受することは、法令違反**です。

運送引受書(※)への
運賃・料金の上限・下限額の
記載が義務付けられました!
(平成28年11月1日～)

※貸切バス事業者が運送を引き受けた際に申込者に対して交付する書類

上限額と下限額の範囲内の金額
となっていなければなりません。

運送申込書/運送引受書・乗車券の 記載事項(抜粋)

運賃円
(上限額: 円 下限額: 円)
料金円
(上限額: 円 下限額: 円)

◎運賃・料金が上限額と下限額の範囲内
となっていることをご確認ください。

※年間契約については、計算方法の特例がありますので、「貸切バスの年間契約についてのお願い」(リーフレット)をご参照ください。

運送申込書/運送引受書・乗車券									
※申込者は、太線内をご記入願います。									
申込者	氏名・名称	(担当者名)			電話:	-	-	申込日: 平成 年 月 日	
	住所				FAX:	-	-		
契約責任者	氏名・名称	旅客の団体の名称: (担当者名)			E-mail:	-	-		
	住所				緊急連絡先:	-	-		
運送を引受ける者	氏名・名称				電話:	-	-		
	住所				FAX:	-	-		
事業許可		昭和・平成 年 月 日 第 号			E-mail:		-	-	
営業区域					緊急連絡先:		-	-	
申込車種	乗車定員別又は車種別の車両数	大型車	中型車	小型車	任意保険・共済 対人 無制限 対物 200万円 無制限				
配車日時	月 日 ()	配車場所	※該当するものに○を記入						
旅行の日程									
	月日	発地	発車時刻	主な経由地	到着時刻	着地	宿泊場所	待機時間	乗務員の休憩
①	/	:	:	:	:	:	:	:	地点: 時間
②	/	:	:	:	:	:	:	:	:
③	/	:	:	:	:	:	:	:	:
④	/	:	:	:	:	:	:	:	:
うち、旅客が乗客しない区間: () 営業所車庫									
交替運転者	有・無	交替の地点 (「無」の場合の理由: 既開便回送・その他 ()			【運行開始日時】		月 日 () 月 日 ()		
車掌 (ガイド)	有・無	交替の地点 ()			【運行終了日時】		月 日 () 月 日 ()		
乗賃及び料金の支払方法	☐ 銀行振込 ☐ 現金 ☐ その他 () 支払期日: 平成 年 月 日				【走行距離】		km 時間 分		
期月を受けようとする割引	☐ 学校団体割引 ☐ 障害者施設団体割引 ☐ その他 () ※標準運送約款 5条 2項に規定する所定の証明書を添付。				【走行時間】		時間 分		
特約事項					運賃		(上限額: 円 下限額: 円)		
					料金		(上限額: 円 下限額: 円)		
					消費税		() 円		
					消費税 (税込)		() 円		
				消費税 (税別)		() 円			
				合計請求金額		() 円			

重大な事故を起こした貸切バス会社はいずれも下限額を下回る運賃で運行を行っていました。



関越道高速 ツアーバス事故

- 平成24年4月29日発生
- 乗客7名死亡、38人重軽傷



軽井沢 スキーバス事故

- 平成28年1月15日発生
- 乗客13名死亡、26人重軽傷

標準的な貸切バス事業者の運賃・料金

(平成26年3月26日国土交通省関東運輸局長公示の例)

※地域によって公示額は異なりますので、各地方運輸局等にご確認ください。

※独自の運賃・料金を国に届け出ている場合がありますので、当該貸切バス事業者にご確認ください。

チェック

貸切バスの運賃・料金の上限・下限額は国への事前届出制です。

チェック

運賃・料金は、キロ単価、時間単価に走行距離、走行時間(走行時間には点呼点検時間、回送距離及び回送時間を含む。)を乗じて算出します。

参考情報

			上限額	下限額
運賃	1km当たり	大型車	170	120
		中型車	150	100
		小型車	120	80
	1時間当たり	大型車	7,680	5,310
		中型車	6,480	4,490
		小型車	5,560	3,850
料金	交替運転者配置料金	1 km当たり	40	30
		1 時間当たり	3,080	2,130
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割以内	
	特殊車両割増料金		運賃の5割以内	

◆貸切バス事業者の中には、先進安全技術を搭載した車両の導入や、貸切バス事業者安全性評価認定(セーフティバス認定)の取得など、安全性確保に向けて積極的に取り組んでいる事業者がいます。

貸切バスを選定する際は、安全な貸切バスを選定・利用する際のポイントを示した「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を是非ご活用ください。

○国土交通省HP(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

◆公益社団法人日本バス協会では、貸切バス事業者の安全性確保への取組状況を評価認定し、公表しています。「貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバス認定制度)」の認定を受けた事業者を是非ご利用ください。

○公益社団法人日本バス協会HP(<http://www.bus.or.jp/safety/>)



【本制度に関するお問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課バス産業活性化対策室電話03-5253-8111(内線41252)

各地方運輸局自動車交通部旅客(第一)課、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課若しくは最寄りの運輸支局